

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	後期高齢者医療保険の資格・給付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、後期高齢者医療保険の資格・給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険の資格・給付に関する事務
②事務の概要	柴田町では、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療の資格や給付に関する事務を行っている。後期高齢者医療の資格は、保険証、限度額認定証等の発行、住所の変更や死亡等の異動を広域連合に情報等の提供を行っている。給付は、高額医療費等の各種給付に関する事務を広域連合に情報等の提供を行っている。 なお、以下の事務を適切に遂行するため特定個人情報ファイルを使用する。 ○資格、給付の手続きと管理事務 ①資格取得の事務 ②資格喪失の事務 ③世帯変更の事務 ④病院等に入院、入所又は入居中の者に関する事務 ⑤一部負担金に関する事務 ⑥基準収入額適用に係る事務 ⑦一部負担金等減免等証明書発行の事務 ⑧限度額適用・標準負担額減額認定証の確認、検認又は更新に係る事務 ⑨食事療養標準負担額の減額に関する特例による入院時食事療養費又は保険外併用療養費の支給に係る事務 ⑩生活療養標準負担額の減額に関する特例による入院時生活療養費又は保険外併用療養費の支給に係る事務 ⑪特定疾患給付対象療養に係る後期高齢者医療広域連合の認定に係る事務 ⑫高額療養費の支給に係る事務 ⑬介護合算算定基準額等の通知に係る事務 ⑭高額介護合算療養費の支給に係る事務 ⑮高額介護合算療養費の証明書の交付の事務 ⑯精算対象者への高額介護合算療養費の証明書の交付に係る事務 ⑰移送費や第三者行為に係る事務 ⑱葬祭費の支給又は葬祭の給付に係る事務 ⑲傷病手当金の支給その他の後期高齢者医療給付に係る情報特別の事情に係る事務 ○保険料に関する事務 ①保険料の減免に係る事務 ②資料の提供に係る事務 ○宮城県後期高齢者医療広域連合標準システムに関する各種窓口事務
③システムの名称	・宮城県後期高齢者医療広域連合標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) : 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第117項 (情報提供の根拠) : 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2114
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、下記のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、使用管理のされている電磁的記憶媒体のみを使用する等、これらの対策を確実に実施している。 ・特定個人情報を含む書類や電磁的記憶媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、e-learningによる教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては期間内の受講を促し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。	

變更箇所

[illegible]